

議員提出第十三号議案

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和二十七年に特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下「特土法」という。）が制定されて以来、十三回にわたる期限延長が図られ、治山、砂防、農地改良など県土の保全や農業生産力の向上に多大な成果を挙げてきているところである。

しかしながら、近年、台風や局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が発生する中、浸食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を講じること、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壌の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備など、農業生産力の向上に必要な事業も依然として残されている。

よって、国会及び政府におかれては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察の上、特土法の期限を延長されるよう強く要望する。  
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年九月二十八日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
農林水産大臣	野上浩太郎殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿